

ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(21)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 浦野 稔 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

ハッ場ダム裁判結審

第23回口頭弁論は1月23日(金)午後1時30分から前橋地方裁判所大法廷にて開催されます。終了後、弁護士会館にて報告会が予定されております。裁判の傍聴並びに報告会への出席をお願いいたします。友人をお誘いいただいて結審を盛り上げていただきたいと思っております。いよいよ結審となりました。永い間御支援いただき心より感謝申し上げます。結審とはいえまだ長い道のりが残されております。今後ともご支援くださいますようお願いいたします。

ハッ場ダム裁判の結審をむかえるにあたって

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 代表 浦野 稔

ハッ場ダムに対する群馬県公金支出差止等請求の住民訴訟は2004年11月29日に提訴以来、2回の裁判を経て、2009年1月23日にいよいよ結審をむかえます。

当初、被告側(群馬県知事外1名)は原告(群馬県住民20名)の訴えに対して、ダムが必要かどうかという実質論、中身の議論に入らずに「門前払い」で打ち切ろうとしていました。

それに対して、原告側はそれぞれ、「ハッ場ダムに対する思いや考え方」を法廷で熱く意見陳述し、熱心な弁護団は強力な論陣を張り、多くの住民が裁判の傍聴に駆けつけていただきました。そのかいがありまして、原告側は裁判での証拠調査、証人尋問、現地視察を通して、時代の変遷や社会状況の変動の中での利水、治水、環境、ダムサイト地盤・地滑りの危険性の問題点を指摘し、ムダな必要性のないダム事業の中止を訴えてきました。

ハッ場ダムは計画されて、56年以上が経ち、鉄道、道路、橋などダム関連の付帯工事が進められており、山は削られ、樹木は伐採され、自然環境は破壊されております。

1月8日の上毛新聞によれば、水没予定地に絶滅危惧種の「カザグルマ」が群生していることが確認されました。この地区には特別天然記念物のニホンカモシカや絶滅危惧種のイヌワシなど貴重な動植物が多く生息していますが、それらの保護が危ぶまれています。

こうした現場の光景を見るにつけ、地元住民はもちろんのこと下流域住民も胸が痛み、複雑な心境にさせられるのではないかでしょうか。

そして、56年以上にわたって、ダム事業に翻弄してきた水没予定住民の多くは地元での生活再建の希望が持てず、地区外へ移転しています。

一刻も早くダム本体工事をストップして、水没予定住民の生活再建を保障する法律の制定を急ぐべきであります。地元住民が安心して暮らせる生活環境を早急に整備しなければなりません。原告側の主張が裁判官にどのくらい届き理解されたか、知る由もありませんが、この裁判でよい結果を勝ち取ることが、次の世代に大きな負担(巨額な借金、地域生活破壊、自然環境破壊、地滑りの危険性など)を残さないために重要な意味を持っています。

是非、友人や知人に声をかけていただき、1人でも多くの裁判傍聴をお願いします。

第17回 裁判の日～弁論の終結～

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

平成16年11月29日に申し立てた本件ハツ場ダム訴訟は、今年（平成21年）1月23日に行われる第23回の裁判をもって、4年2か月に及ぶ前橋地裁での審理を終える予定です。

東京地裁ハツ場ダム訴訟は去年（平成20年）11月にすでに結審しており、水戸地裁も今月の21日に結審の予定です。

23日に、原告は、これまでの主張や証拠を整理・補充した「最終準備書面」を提出します。この「最終準備書面」は、①財務会計行為論、②利水、③治水、④ダムサイトの地盤の危険性、⑤地すべりの危険性、⑥環境、⑦公共事業論、という7つのパートに分かれ、予定頁数が400頁にものぼる原告の主張の総まとめとなるものです。今後、裁判所は、原告被告双方から提出される最終準備書面等を元に判決を書くわけです。

本訴訟は、勝っても負けても東京高等裁判所に移ります。この裁判はまだまだ終わりませんので、皆様には引き続き、本ハツ場ダム裁判に対する厳しい目をお持ちいただきたいと思います。

ハツ場ダム関係記事紹介

THE JOMO SHINBUN

2009年（平成21年）1月10日

一般競争入札で、公告した
機能への疑問などを理由に
ハツ場ダム建設に反対する
勢力は「本体工事に着手し
おらず、建設を中止でき
る」と指摘してきた。国交
省が本体着工を急ぐ背景に
は早期完成を求める下流都
県や地元の意向と共に、活
発化する反対派の動きをけ
ん制する狙いもあるとみら
れる。

民主党は次期衆院選のマ
ニフェストにハツ場ダムの
建設中止を盛り込む方針。
同党の石闇貴史衆院議員は
「予算審議も始まつてない
のに本体着工を既成事實
化するひどいやり方だが、
民主党の方針は変わらな
い」として徹底抗戦の構え。
また、本県を含む六都県
ダムをストップさせる市民
連絡会」の島津暉之代表は
「現時点ではとても本体工
事の着工は無理なはず。入
札公告は、反対運動に対
して各都県などを相手取
る国交省の焦りであり、け
ん制だと批判している。

原告訴の代表組織「ハツ場
ダムをストップさせる市民
連絡会」の島津暉之代表は
「現時点ではとても本体工
事の着工は無理なはず。入
札公告は、反対運動に対
して各都県などを相手取
る国交省の焦りであり、け
ん制だと批判している。

民主派「既成事実化」と批判

国土交通省は九日、ハツ場ダム（長野原町）の本体工事のうち一期工事（工期：二〇一三年度末）の入札を官報に公告した。一期工事費を含む〇九年度政府予算案は開会中の通常国会で審議入りもしていないが、同省は「二〇一五年度に完成させるために逆算すると、今、入札公告しなければ間に合わない」と説明、早期完成を求める地元の要望を踏まえ建設を急ぐ構えだ。これに対し、同ダム建設中止を主張する民主党や市民グループは「本体工事の既成事実化だ」と反発している。

ハツ場ダムで国交省

本体工事の入札公告

予算案の審議入り前 「間に合わない」と

十八日に入札を締め切り、同二十四日に開札して落札者を決定する。その後の二期工事で残りの堤体部分などを完成させる。

〇九年度政府予算案にはハツ場ダム建設工事費二百二十五億円のうち、本体工事費として約十億円も含まれる。入札を希望する企業からコスト削減策や技術提案などを受け、九月を起しておおり、二十三日に前橋地裁での審議が結するほか、三月にも東京地裁でハツ場ダム訴訟初の判決が出る見通し。

原告の代表組織「ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会」の島津暉之代表は「この時期の入札公告について、長野原町の高山欣也町長は「一日も早くダムを完成させてほしい」という地元の意向を尊重してくれたものと考えている。できることは少しでも早く、といふ姿勢は地元として歓迎する」としている。

負の遺産となるハツ場ダム建設を即刻やめ河川行政の転換を

ハツ場ダムは事業計画の目的である、利水、治水とともに根拠が失われているばかりでなく、予定地域の地盤が脆弱で地滑りもありダム崩壊の危険性が高いこと、強酸性の水質を永久的に中和しなければ水をためられないこと、しかも高濃度の有毒重金属が含まれていること——などから必要がないどころか、負の遺産となることは必至、造ってはならないダムであることはこれまでの審理を通じて明らかになっています。

ハツ場ダムの立地は上流に吾妻西部4町村があり流域面積707.9平方キロ、ここにおよそ2万7000人が生活を営み、全国有数の草津温泉はじめ各町村に観光地があつて年間およそ630万人の観光客が入り込みます。およそ1000ヘクタールの高原蔬菜産地も開けているなど山間奥地だけではない地域が広がります。ダム集水流域としては特殊な条件にあって、流水をダムにためれば汚濁、富栄養化は避けられません。堆砂も早く進みます。

同ダム建設を中止すべきであるという趣旨の訴えが、公費支出は不当・不法であるという住民訴訟の形で行われなければならないという訴訟制度そのものが問題ですが、審理ではダム建設計画の内容そのものにまで踏み込んで原告の主張が明らかにされ、裁判官が現場を実検するまでに至ったことは一つの成果だったと考えます。四年余りにわたる審理、現場検証をしながら、公費支出が議会の議決を経ているから適法だという形式論に終わろうとは考えられず、合理的、実体ある判断をされることを切に希望するものです。

ダム建設は過去の利水・治水事業の形であり、その効果が充分ではなくむしろ逆効果さえ発生することは最近の集中豪雨の多発によっても示されています。対して、自然を護り、河川を合理的に改修する、場合によっては遊水させるなどして出水に堪えることが最近の考え方になっています。ダムは自然と地域を大きく破壊し、回復を困難あるいは不可能にする意味でも建設計画は見直しされ、アメリカなどではダムを壊して自然の流れを回復するなどダムによらない利水・治水対策は世界的流れとなっています。

日本全国でも、ダム建設計画に反対する住民運動が起こされており、ハツ場ダムと同規模の川辺川ダム（熊本県）は関係住民、農・漁関係者が長い間の反対運動もあって蒲島郁夫知事が建設計画を白紙撤回し、ダムによらない治水計画を追及することを表明（'08年9月11日）、大戸川ダム（滋賀県）は関係の三重、滋賀、京都、大阪4府県知事が建設に反対する方針を共同で表明しました（'08年11月11日）。

このようにダムによらない利水・治水対策が世界、日本全国の趨勢となっています。それはダムが、その目的効果が疑問視され、場合によっては負の効果となるのに、莫大な事業費を浪費し、環境を破壊し地域・住民を犠牲にするというものだからです。

国家・地方の財政が借金に埋もれ住民生活・福祉が犠牲にされているとき、ダムのような無駄な大規模事業をやめることは先決すべき課題というべきです。

（ハツ場ダム訴訟原告・角田凡夫）

真理の道を、政治色に染めてはならぬ

初雪が降っている。

一面の雪景色の中で際立つのは、突然の雪に通勤を急ぐ車が安全を期して、より交通量の多い県道国道に殺到、車のわだちの跡が重なりあい濡れそぼった路面のつややかな照り。雪原で、確固たる一筋の道と化している。

思うに、八ッ場ダム反対闘争過程で司法を“真理の道”とみなし公明正大（？）な判断を求めて駆け寄った、私たちのこの4年間の軌跡にも似ていまい。

その裁判も程なく結審を迎え、春には決着がつくという射程距離内に入ってきた。

ところで、私たちの真剣な裁判が、ダム推進派からは「地元を故郷とする人間もいない原告団による八ッ場ダム訴訟」と呼ばれているのはご存じだろうか。

県議会最終日の19日午前に、発議された「八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書」をめぐって行われた賛成討論中で、「ダム中止の声を上げる過日の民主党幹部やその他の建設反対の任意団体」に加え、本裁判は川原湯温泉旅館協同組合と観光協会に代表される由の地元民にとっては、「憤りを感じさせている」と述べられていた（口裏返せば、如何に打撃を与え危機感を募らせているかの実証でもある）。

加えて意見書には「進捗率は約70%程度と見込まれているが、国内には本ダムを含めて無責任なダム不要論がある。これらの無責任な言動は、現地で懸命に生活再建に努める水没関係住民の気持ちを逆なでし、これまでのご苦労を無視するものである」となりふり構わずのいつもながらの論調もある。「無責任とは何事か」と聞き捨てならない。

裁判は市民の権利に他ならず、ヒフティヒフティであるのは自明の理。

ましてや、強引な圧力をかけ続けて恥じないどこかの力によって、現実的に地元の方が原告になれるはずもないではないか。

悪までも本裁判は、ムダな負担金を担う下流都県民の怒りの発露であり、地元民云々をチラつかせるのは、お決まりの市民感覚マヒの現れ以外の何物でもなかろう。

このような一連の論理が平然とまかり通る保守王国の最大手の本県（ちなみに衆院選で自民党圧倒的勝利は、群馬と山口の二県だけだそうな）。

さらに過日、地元5区選出大臣は「（八ッ場ダム建設は）完全に軌道に乗った事業」と明言した。

56年目突入の軌跡を眼こらし凝視すれば、反対派住民を手を変え品を変え「推進」の2文字に向かわせた、腹立たしい過程が浮かび上がってくる。

々に建設推進の既成事実を作り上げ、わだちの跡を重ねさせた歴程と呼べよう。

さらに本日もまた、新たな既成事実の積み上げが行われている。通常国会で審議入りもしていないのに、本日1/9付けの官報に掲載の「本体工事の入札公告」を朗報として、県議の一人はある席で報告したそう。

つまり、お得意のかっこ付き“政治”的軌跡づくりの連続面だ。

すかさず、近畿地方のダム先進地の市民活動家からは《怖いのは「心理的既成事実化」》との示唆が入った。確かに、微妙に作用して怖いが、断じて踊らされまい。

何があろうとも三権分立を標榜するこの国で、私たちはひたすら「司法」の独立と力を信じ、条理を尽くした公明かつ画期的判断を待ち望んでやまない。

いかなることがあっても、判決に“政治の色”を介入させ加えさせてはならぬ。それは（権力側の？表向きのことであり）何ともおめでたくて愚直と呼ばれようとも、裁判の公平性を信じきる原告の一人だ。人が人（＝裁判長）を信ぜずしてどうしようか。

（八ッ場ダム訴訟原告・鈴木 郁子）

会費納入と寄附のお願い

八ッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。
ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

（振込先）郵便振替口座 00150-2-356373 （加入者名） 鈴木 庸

八ツ場ダムをストップさせる群馬の会 裁判経過報告

2004年9月10日 住民監査請求 516名

2004年11月29日 提訴 訴状提出 原告 20人 原告側代理人 11人

第1回口頭弁論 2005年1月28日 意見陳述 斎田友雄、鈴木郁子、真下淑恵

(提出書類…原告の意見陳述書、被告の答弁書)

第2回口頭弁論 " 4月15日 報告会で「42年目の裏切り」(大滝ダムの現状)上映
(被告の準備書面(1)(2)、被告の証拠説明書(1)乙1～乙45)

第3回口頭弁論 " 7月15日 報告会で「四国・早明浦ダム」のDVD上映
(原告の準備書面(1)、被告の準備書面(3)(4)、被告の証拠説明書(2)乙46～乙187)

第4回口頭弁論 " 9月16日 現地の状況について資料説明
(被告の準備書面(5)(6)、被告の証拠説明書(3)乙188, 189)

第5回口頭弁論 " 12月16日 報告会の質疑の後、現地の状況について「八ツ場ダムを考える会」渡邊さんより現地の状況についてお話を聞く。
(原告の準備書面(2)(3)、原告の請求趣旨の減縮申し立て書と変更申し立て書)

第6回口頭弁論 2006年2月10日 意見陳述 鈴木庸、原告より準備書面(4)(治水について)を、
提出、福田弁護士がパワーポイントを使って内容説明。報告会の質疑の
後で、総会、会則案などについて検討。(原告の準備書面(4)、意見陳述書、証拠説明書甲B1～甲B27、被告の証拠説明書乙190～196)

第7回口頭弁論 2006年5月12日 福田弁護士がパワーポイントで八ツ場ダムは利水上も必要がないことを説明。裁判官が代わったためか佐藤院一氏の法定内での陳述は断られた。

第8回口頭弁論 " 7月14日 今年作成された河川整備基本方針の非現実性について福田弁護士がパワーポイントを使って説明。原告の角田氏の陳述も認められなかった。

第9回口頭弁論 " 10月6日 高橋利明弁護団長が「地盤の危険性」「地すべりの危険性についてパワーポイントを使って説明。穂刈氏の陳述書についても陳述できなかった。

第10回口頭弁論 " 12月15日 環境問題についてパワーポイントを使って福田弁護士が説明

第11回口頭弁論 2007年3月9日 財務会計行為について福田弁護士が口頭で説明

第12回口頭弁論 " 5月18日

第13回口頭弁論 2007年7月13日 利水に関する再反論と立証計画提示

第14回口頭弁論 " 9月21日

第15回口頭弁論 " 12月14日 証拠申出書(利水…鳴津、伊藤元県議、県水対策室、治水…大熊、国交省、環境…花輪、公共事業…西川)、検証申し立て(ダムサイト予定地、ダムサイト直下の地層、地すべり危険地等)、準備書面(財務会計行為)、伊藤氏の陳述書提出

第16回口頭弁論 2008年2月29日 鳴津氏、西川氏、花輪氏の意見書の概要説明、

第17回口頭弁論 " 4月25日 大熊、奥西氏の意見書の概要、坂巻氏の立証趣旨を説明
口頭弁論の後総会が開催され、收支決算報告、事業報告が行われ、
辞任の申し出が合った斎田さんに代わり、浦野稔さんが代表に選出された。

第18回口頭弁論 " 5月30日 証人尋問の必要性を1都5県の弁護士が結集して訴えた。
傍聴者も他都県から駆けつけ、法廷に入りきれないほどであった。
後日証人尋問決定。

第19回口頭弁論 " 6月27日 利水敵性証人の申請など

第20回口頭弁論 " 9月5日 証人尋問(花輪氏…環境、奥西氏…地滑りの危険性、坂巻氏…ダムサイトの危険性)

第21回口頭弁論 " 10月3日 証人尋問(鳴津氏、伊藤氏、中野県土地・水対策室長…利水)

第22回口頭弁論 " 11月4日 現地での進行協議(鹿飛橋、二社平滑落崖、ダムサイト、

第23回口頭弁論 2009年1月23日 結審予定

群馬・ハッ場ダム裁判のご報告

平成20年11月4日

原告 各位

ハッ場ダム住民訴訟群馬弁護団
(文責:福田寿男)

1 事件

前橋地方裁判所(民事第2部合議係) 平成16年(行ウ) 第43号

公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告一斎田友雄外18名 被告一群馬県知事外1名

2 期日

平成20年11月4日(火) 午後2時30分~4時10分 進行協議(第22回)

吾妻渓谷、ダムサイトその他現地

3 出席者

原告側一原告1名、訴訟代理人7名、嶋津暉之氏、伊藤祐司氏

被告側一訴訟代理人1名、指定代理人4名、その他5名 各出頭

4 内容

- (1) 次のとおり、ほぼ予定の内容で進行協議(現地視察)が実施されました。
- (2) 裁判所(裁判官3名、書記官1名)、原告側10名、被告側10名が午後2時30分に、川原湯温泉駅前国交省施設敷地に集まり、ハッ場ダム工事事務所のマイクロバスに乗り込み、支援者らの声援の中、現地に向かいました。
- (3) まず鹿飛橋では、専ら原告側が名勝吾妻峡の由来やダム完成後の景観の変貌等について説明しました。
- (4) 次に二社平では、専ら原告側がダム周辺の地質・地形の特質や地すべりの危険性等について説明しました。
- (5) 次にダムサイトでは、専ら被告側がダムサイト地点の地質の安全性について説明しました。国交省担当者は「以前は地質的に弱いとする報告書も上がってきていたが、その後、さらに調査が進み、危険な箇所は限定されてきている。」などと説明していました。
- (6) 最後に滝見橋では、専ら原告側よりこのような美しい景観がダムによって沈むこと、吾妻渓谷による自然の洪水調節機能等について説明しました(視察終了時刻午後4時10分)。

5 次回期日

平成21年1月23日(金) 午後1時30分 弁論期日(終結予定、第23回)

前橋地方裁判所(2階) 第21号法廷

なお、今後、原被告双方は未提出の書証等あれば12月4日までに全て提出することになつております、また最終準備書面の提出期限は平成21年1月16日です。

6 報告集会の概要

上記視察に引き続き午後4時15分ころより、川原湯温泉駅前駐車場にて、報告集会が開催され、高橋弁護士より視察の状況が説明されました。

以上